

予算外議案等の概要（令和3年6月定例県議会）

開会日提出分

< 条例議案 >

議案番号	議案名	課名	説明
乙第42号議案	佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p>【内容】 職員のサービスの宣誓の際、面前での署名及び押印を不要とする。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>
乙第43号議案	佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p>【内容】 旅行実態に即した旅費制度とするため、見直しを行う。</p> <p>1 日当の見直し (1)日当を廃止し、旅行諸費を新設 (2)旅行諸費は地域内交通費及び通信連絡費で構成 ア地域内交通費 同一市町村内の移動に係る交通費として定額を支給 イ通信連絡費 通信連絡費を負担した場合のみ定額を支給</p> <p>2 旅費事務の効率化に伴う見直し (1)公用車等を利用する旅行命令の簡素化 口頭による旅行命令を可能とする。 (2)職員以外の者の旅費の請求手続きの簡素化 本人からの旅費請求書の提出を省略することができる。</p> <p>【施行期日】 令和4年1月1日</p>
乙第44号議案	佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）	財政課	<p>【内容】 医薬品医療機器等法の改正により、医薬品等の保管のみを行う製造所の登録制度が設けられたことに伴い、当該登録に係る事務について手数料を新設する等の改正を行う。</p> <p>・医薬品等の保管のみを行う製造所の登録申請 31,900円等</p> <p>【施行期日】 令和3年8月1日（一部公布の日）</p>
乙第45号議案	過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）	税政課	<p>【内容】 過疎地域の持続的発展の支援に係る新法の制定を踏まえ、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を促進するため、企業等が過疎地域において一定の事業用資産を取得した場合の県税の課税免除について、対象業種の追加等を行う。</p> <p>・対象地域を、過疎地域の市町が定める産業振興促進区域とする ・対象業種に、「情報サービス業等」を追加 ・取得価格の要件を、2,700万円超から500万円以上に要件緩和 ・対象となる設備投資に、新增設以外の改築、修繕等を追加</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用。</p>

乙第46号議案	佐賀県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）	警察本部	【内容】 公安委員会委員及び県警職員のサービスの宣誓の際、面前での署名を不要とする。 【施行期日】 公布の日
乙第47号議案	佐賀県交通安全の確保に関する条例の一部を改正する条例（案）	くらしの安全安心課	【内容】 県民の交通安全意識の向上を図るとともに、自転車の安全で適正な利用を推進すること等により、県民の交通安全の一層の確保を図るため、以下の内容等の改正を行う。 ・目的に、県民一人一人が交通事故防止を自らの課題として認識し、自発的に行動をとることを追加。 ・自動車、自転車等の運転者の責務に、歩行者保護に努めることを追加 ・自転車利用者に対し、自転車保険への加入の努力義務を追加 【施行期日】 公布の日
乙第48号議案	佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（案）	長寿社会課	【内容】 政令の改正を踏まえ、保険者の財政負担軽減のため、基金から保険者への貸付金の償還の特例等を設ける。 (1)令和3～8年度中の貸付金の償還期間を、6年間又は9年間とする。（現行3年間） (2)基金への拠出率を「36/10万」とする。（現行42/10万） 【施行期日】 (1) 令和3年8月1日 (2) 公布の日
乙第49号議案	佐賀県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例（案）	産業政策課	【内容】 「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター」の名称が「公益財団法人佐賀県産業振興機構」に変更されたことに伴い、条例中の語句を改める。 【施行期日】 公布の日

< 条例外議案 >

議案番号	議案名	課名	説明
乙第50号議案	県道の路線廃止について	道路課	佐賀市諸富町大字為重地内の路線の県道認定を廃止するもの ・廃止路線名 諸富停車場線
乙第51号議案	樹木の枝の自動車接触事故による損害賠償について	教育総務課	佐賀県立佐賀西高校敷地内の樹木の枝が公道上に落下したことに伴い、通行車両に損傷を与えたことにより、相手方に与えた損害を和解により賠償するもの ・損害賠償金 419千円
乙第52号議案	請負契約について	道路課	国道263号（サンライズ工区）道路整備交付金工事（鋼橋上部工）の請負契約を締結するもの ・工事位置 佐賀市 ・請負金額 829,400千円 ・請負人 名村・日塔建設共同企業体

乙第53号議案	県有財産の取得について	企業立地課	県営産業用地造成事業用地として、県有財産を取得するもの ・所在地 佐賀市大和町大字川上 ・物件 土地 10,121.86㎡ ・取得価格 49,597千円
---------	-------------	-------	---

< 報告事項 >

事項名	課名	概要
専決処分の報告について	医務課	地方自治法第180条に基づく専決処分の報告 ・交通事故による損害賠償の額の決定について 【損害賠償額】 2件、計40,000円
令和2年度佐賀県継続費繰越計算書	財政課	地方自治法施行令第145条第1項に基づく議会報告 継続費繰越額 一般会計 9,391百万円
令和2年度佐賀県繰越明許費繰越計算書	財政課	地方自治法施行令第146条第2項に基づく議会報告 繰越明許費繰越額 一般会計 62,191百万円 産業用地造成事業特別会計 18百万円 港湾整備事業特別会計 35百万円 国民健康保険事業特別会計 17百万円
令和2年度佐賀県事故繰越し繰越計算書	財政課	地方自治法施行令第150条第3項に基づく議会報告 事故繰越し繰越額 一般会計 2,367百万円
第5次佐賀県障害者プランの策定について	障害福祉課	都道府県障害者計画として、第5次佐賀県障害者プランを策定したため、障害者基本法に基づき、議会に報告を行うもの